改正前

(最低制限価格の算定方法)

- 第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格に対する割合が3分の2以上になるよう、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、これらの規定により最低制限価格を算定することが困難であると市長が認めるときは、これらの規定によらないで、最低制限価格を算定することができる。
  - (1) 「省略]
- (2) 建築設備工事 当該工事に係る直接工事費及び共通仮設費の合計額に相当する額、現場管理費の額の10分の5に相当する額並びに一般管理費の額の10分の5に相当する額の合計額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に100分の108を乗じて得た額
- 2 建築設備工事のうち、電気工事及び機械器具設置工事に係る前項の規定の適用 については、同項第2号中「現場管理費の額の<u>10分の5</u>」とあるのは、「現場 管理費の額の10分の8」とする。
- 3 「省略]

改正後

(最低制限価格の算定方法)

- 第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格に対する割合が3分の2以上になるよう、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、これらの規定により最低制限価格を算定することが困難であると市長が認めるときは、これらの規定によらないで、最低制限価格を算定することができる。
  - (1) 「省略]
  - (2) 建築設備工事 当該工事に係る直接工事費及び共通仮設費の合計額に相当する額、現場管理費の額の10分の7に相当する額並びに一般管理費の額の10分の5に相当する額の合計額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に100分の108を乗じて得た額
- 2 建築設備工事のうち、電気工事及び機械器具設置工事に係る前項の規定の適用 については、同項第2号中「現場管理費の額の<u>10分の7</u>」とあるのは、「現場 管理費の額の10分の8」とする。
- 3 「省略]